

検討しておく必要がある。

② 未実現利益の消去

連結会社間の棚卸資産の売買やその他の取引で生じる未実現損益は、売却日に売却元で発生する。よって原則として消去すべき未実現損益は、取得時または発生時の為替レートで換算しなければならぬが、合理的な為替レートをを用いて計算することも認められている。

よって、在外子会社との間に未実現損益が生じる場合には未実現損益をどのように計算するかをあらかじめ検討しておく必要がある。

③ 留保利益の税効果

親会社を受け取った在外子会社からの配当は、現在の税法では5%が益金算入され課税される。連結上、益金算入された受取配当金の税金費用は、発生源(留保利益)計上時に認識する必要があるため、在外子会社から配当がある場合には、連結手続上の税効果として留保利益に関する税効果の計上仕訳が必要となる。よって、当該在外子会社に留保利益がある場合には、留保利益の税効果仕訳の要否および仕訳を行う場合の計算方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

キャッシュ・フロー作成時の論点

在外子会社を期首または期中から連結する場合、在外子会社の貸借対

照表、損益計算書だけでなく、新規連結時からのキャッシュ・フロー計算書も在外子会社の金額を反映させる必要がある。よって、期首または期中から在外子会社を連結する場合には、期首または期中の貸借対照表

(外貨)を入手するとともに、期中平均レートだけでなく、当該貸借対照表の決算日の為替レートも確認しておく必要がある。

第2章 P/L、B/Sの換算はどうする 在外子会社の個別財務諸表 換算のポイント

この章のエッセンス

- 収益および費用は期中平均レート(決算日レートも容認)で換算する(ただし親会社との取引は親会社取引日のレートで換算する)。
- 資産および負債は決算日レートで換算する。
- 株主資本は株式取得日レートおよび発生日のレートで換算する。
- その他の包括利益累計額は決算日レートで換算する。
- 換算差額は「為替換算調整勘定」として処理する。

在外子会社の個別財務諸表の換算

P/L、B/Sの換算はどうする

は企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」(以下、「外貨建会計基準」という)および日本公認会計士協会会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(以下、「外貨建実務指針」という)に基づいて行う。

されている。収益および費用の換算に用いる期中平均レートには、当該収益および費用が帰属する月や半期等を算定期間とする平均相場を用いることができる。

損益計算書の換算

(2) 親会社との取引がある場合

親会社との取引については、親会社が当該取引の換算に用いた為替レートをを用いて換算する。なお、親会社との取引の換算に用いた為替レートと他の損益の換算に用いた為替レートとの差額は「為替差損益」として処理する(例題1)。

(1) 収益および費用の換算

在外子会社の収益および費用は、原則として期中平均レートをを用いて円に換算する。また、決算時の為替レートをを用いて換算することも容認